

# 公 示

独立行政法人国際協力機構（以下「機構」という。）がコンサルタント等との業務実施契約に基づき実施する予定の案件を公示します。

これら案件の選定に当たっては、企画競争（プロポーザル方式）を採用します。

プロポーザル作成に係る業務指示書を各案件の公示において指定する日（小規模と位置付けられている案件については、原則本日）から配布しますので、応募のためのプロポーザル作成に当たっては、同業務指示書に基づき、当機構ホームページで公開している「プロポーザル作成要領」に従って作成願います。

なお、公示に関する照会は調達部（Tel:03-5226-6612、6613）あてに願います。

注）本公示に係る業務指示書及び配布資料等の配布については、電子データをダウンロードする方法で行います。具体的な配布方法は、当機構HPの調達情報>お知らせ>「業務指示書等の電子配布本格導入について【コンサルタント等契約】」（[http://www.jica.go.jp/announce/information/20130410\\_01.html](http://www.jica.go.jp/announce/information/20130410_01.html)）を参照願います。

2013年6月5日

独立行政法人国際協力機構  
契約担当役  
理事 小寺 清

## 【1. プロポーザル提出の資格】

以下のプロポーザル提出の資格には十分ご留意ください。

プロポーザル提出の有資格者（共同企業体を編成する場合の構成員を含む）は、平成25・26・27年度全省庁統一資格を有する者、同資格を有していない場合は機構の事前資格審査を受けている者に限ります。資格の詳細については、当機構ホームページ「競争参加資格審査」

（<http://www.jica.go.jp/announce/screening/index.html>）を参照願います。

会社更生法（平成14年法律第154号）又は民事再生法（平成11年法律第225号）の適用の申し立てを行い、更生計画又は再生計画が発効していない者は、プロポーザル提出の資格がありません。

また、機構から「独立行政法人国際協力機構契約競争参加資格停止措置規程」（平成20年10月1日規程（調）第42号）に基づく契約競争参加資格停止措置を受けている期間中においては、プロポーザル提出の資格がありません。具体的には、以下のとおり取り扱います。

- ・プロポーザルの提出締切日が資格停止期間中の場合、プロポーザルを無効とします。
- ・資格停止期間中に公示され、プロポーザルの提出締切日が資格停止期間終了後の案件については、プロポーザルを受付けます。
- ・資格停止期間前に、契約交渉相手方として通知されている場合は、当該コンサルタント等との契約手続きを進めます。
- ・契約交渉相手方として通知される前に資格停止期間が始まる案件のプロポーザルは無効とします。

## 【2. 業務指示書の配布】

業務指示書及び配布資料等の配布については、上記1. に示すプロポーザル提出の有資格者のみに限定します。

平成25・26・27年度全省庁統一資格を有している場合は、業務指示書の配布時に、全省庁統一資格結果通知書（写）及び情報シートを提出願います。なお、既に一度同（写）を機構に提出頂き、機構から「整理番号」を通知されている方については、同番号を提示頂くだけで結構です。

また、平成25・26・27年度全省庁統一資格を有していない場合は、機構の事前資格審査を受けて頂き、その結果通知書（写）に示す「整理番号」を提示願います。事前資格審査は、申請いただいたから2～3営業日で結果通知させていただきます。

なお、業務指示書に限っては、事前資格審査申請中でも配布させていただきますので、その場合は、申請書の受領書（写）等を提示願います。

詳しくは、機構ホームページ（<http://www.jica.go.jp/announce/screening/index.html>）をご確認ください。情報シートの様式も同ページに掲載しております。

## 【3. 情報の公開について】

本公示により、プロポーザルを提出するコンサルタント等においては、その法人、個人、団体名を、コンサルタント等契約情報として機構ホームページ上に原則公表しますのでご承知下さい。

また、本公示により契約に至った契約先に関する情報を機構ホームページ上で公表することとします。本内容に同意の上で、プロポーザルの提出及び契約の締結を行っていただきますようご理解をお願いいたします。

なお、プロポーザルの提出及び契約の締結をもって、本件公表に同意されたものとみなさせていただきます。

具体的には、「公共調達の適正化について」（平成18年8月25日付財計第2017号）に基づき、下記リンクのとおり契約に係る情報を公表します。

（<http://www.jica.go.jp/announce/proper/domestic/index.html>）

また、下記（1）に該当する場合は右リンクのとおり契約に係る情報を公表します。

([http://www.jica.go.jp/disc/keiyaku\\_0701.html](http://www.jica.go.jp/disc/keiyaku_0701.html))

- ( 1 ) 公表の対象となる契約相手方（共同企業体を結成する場合は共同企業体の構成員を含む。）  
次のいずれにも該当する契約相手方を対象とします。
  - ア．当該契約の締結日において、当機構で役員を経験した者が再就職していること、又は当機構で課長相当職以上の職を経験した者が役員等(注)として再就職していること
  - 注) 役員等とは、役員のほか、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、経営や業務運営について、助言することなどにより影響力を与え得ると認められる者を含む。
  - イ．当機構との間の取引高が総売上又は事業収入の3分の1以上を占めていること
- ( 2 ) 公表する情報  
契約ごとに、物品役務等の名称及び数量、契約締結日、契約相手方の氏名・住所、契約金額とあわせ、次に掲げる情報を公表します。
  - ア．対象となる再就職者の氏名、再就職先での現在の職名、当機構での最終職名
  - イ．契約相手方の直近3カ年の財務諸表における当機構との取引高
  - ウ．契約相手方の総売上高又は事業収入に占める当機構との間の取引割合
  - エ．一者応札又は応募である場合はその旨
- ( 3 ) 当機構の役職員経験者の有無の確認日  
当該契約の締結日とします。
- ( 4 ) 情報の提供  
契約締結日から1ヶ月以内に、所定の様式にて必要な情報を提供頂くことになります。

番号：6 国名：セネガル 担当：人間開発部  
案件名：国立保健社会開発学校拡充計画  
調査区分：プロジェクト形成（無償）

1 契約予定期間：2013年8月上旬～2014年3月下旬

2 参加要件

- (1) 日本国で施行されている法令に基づき登記されている法人であること。
- (2) 海外における施設設計に係る調査業務経験を有し、同分野の専任技術者を配置できること。

3 参加資格のない社等

商社、建設業者、本件に関連する資機材製造部門を有するコンサルタント及び本件に関連する資機材メーカー

4 今後の選定プロセス（予定）

- (1) 業務指示書等配布依頼書受付期間：2013年6月19日から2013年6月21日17：00まで  
受付時期が遅れる場合は、当機構HPにて告知します。  
依頼書は電子メールにて受付いたします。（冒頭留意事項2．参照）
- (2) 業務指示書等ダウンロード期間：2013年6月19日から2013年6月24日23：59まで  
上記期間であれば、ダウンロードは土日祝日を含め、24時間可能です。
- (3) プロポーザル提出：2013年7月5日12：00まで  
プロポーザル提出期限については、業務指示書に記載のものが最終のものとなります。
- (4) 選定結果通知：7月中旬
- (5) 契約交渉：7月下旬

5 業務の目的

セネガル共和国の母子保健指標は、一部に改善がみられるものの、10万出生あたりの妊産婦死亡率は2005年の401から2010年の392とほとんど改善が見られない。一次医療サービスを担う保健ポストにおいて、配置されている医療従事者は看護師のみであり、その育成を担う唯一の国立パラメディカル養成校である国立保健社会開発学校（以下「ENDESS」）において臨床実習施設が存在せず、学生は臨床実習で満足に技術・知識を学ぶことができない状況にある。

セネガル政府は国家開発保健計画（2009-2018年）を策定し、妊産婦・乳幼児死亡率の減少、持続可能な保健システムづくり等を柱に、保健サービスのカバレッジ拡大を目指している。このような状況のもと、上述のENDESSに産科実習棟の増設を通じ、国家計画の目標達成の基盤である保健人材育成能力強化を図るプロジェクトの要請が日本政府になされた。

本案件は、標記計画の無償資金協力としての妥当性を検討し、最適な計画の内容、規模等を検討した上で、基本設計を行うことを目的とする。

【要請内容】

施設 診察室、分娩室、手術室、回復室、滅菌室、新生児室、実習室等 計 約1500㎡  
機材 分娩用機材、手術用機材、産科棟診療機材、病室用機材、実習用機材等

6 業務の範囲及び内容

(1)業務対象地域

ダカール市ファン地区

(2)相手国実施機関

国立保健社会開発学校（ENDESS）、セネガル共和国保健予防省

(3)業務内容

- ア インセプション・レポートの説明・協議
- イ プロジェクトの背景、目的、内容の確認
- ウ セネガル共和国における当該セクターの上位計画の概要と本計画の位置づけ、整合性の確認
- エ セネガル共和国における保健人材開発の現状および課題と本計画の整合性
- オ 援助動向調査
- カ サイト状況調査
- キ 施設計画調査
- ク 機材計画調査
- ケ 調達事情調査
- コ 施工計画調査
- サ 技術協力との連携、技術支援（ソフトコンポーネント、研修等）の可能性、必要性にかかる調査、検討
- シ 成果・裨益効果にかかる指標の策定とベースライン調査

- ス 無償資金協力の意義（妥当性）、範囲および基本構想の検討
- セ 無償資金協力の対象施設・機材にかかる概略設計、実施計画の策定、概略事業費の積算および運営・維持管理計画
- ソ 無償資金協力の対象施設・機材にかかる運営・維持管理費の概算、留意事項の提言
- タ 相手国負担事項（公租公課の免税手続き等）の実施にかかる提言
- チ 無償資金協力事業の効果にかかる評価・課題、協力実施にかかる全般的な提言
- ツ その他配慮事項等の調査

#### 7 成果品等

- (1) インセプションレポート（2013年8月上旬）
- (2) 現地調査結果概要（2013年9月上旬）
- (3) 概略設計概要書（2014年1月中旬）
- (4) 準備調査報告書（2014年3月中旬）
- (5) 準備調査概要資料（2014年3月下旬）

#### 8 主要な分野及び評価対象予定者

- (1) 業務主任/建築計画（評価対象予定者）
- (2) 建築設計
- (3) 設備計画
- (4) 施工計画/調達/積算（評価対象予定者）
- (5) 機材計画（評価対象予定者）
- (6) 機材調達/積算
- (7) 保健人材開発

#### 9 特記事項

- (1) 本件受注コンサルタント（JV構成員および補強を含む。以下「受注コンサルタント」という。）は、本調査の結果に基づき、我が国政府による無償資金協力が実施される場合は、設計監理契約以外の役務及び財の調達には参加できない（その場合は、受注コンサルタント等が製造、販売する資機材も調達できない）予定です。
- (2) 通関の配置を認める予定
- (3) 共同企業体の結成を認める予定

注：本案件概要は予定段階のもので詳細については変更される場合もあります。